国名	アイルランド
公的年金の体系 保険料財源 税 財 源 企業・個人年金	国民年金 国民年金 (拠出制年金)
被保険者	被用者, 自営業者は強制加入。 強制加入に該当しない66歳未満の者は任意加入できる。
保険料率(2020年)	・保険料 (PRSI) を社会保険基金 (SIF) に支払う。 ・保険料は、老齢年金だけでなく、失業、遺族、障害、傷病、出産、労働災害等の社会保障給付に対するものが含まれている。 ・15歳未満、67歳以上は保険料免除。 【被用者】週給€352以下の場合、被用者負担無し、事業主負担8.8% 週給€352超€386以下の場合、被用者負担 4%、事業主負担8.8% 週給€386超の場合、被用者負担 4%、事業主負担11.05% 【自営業者】週所得€500以上の場合、4% ・低所得者には保険料クレジットにより負担が軽減される。
支給開始年齢	・66歳以降, 拠出制年金か無拠出制年金が支給される。2021年に67歳, 2028年に68歳 に引き上げられる予定。 ・繰り上げ, 繰り下げ受給はできない。
基本給付額(2020年)	 【拠出制国民年金】 ・定額給付。 ・40年保険料納付で満額(週€248.30)支給。 ・66歳未満の被扶養者がいる場合は最大€165.4,66歳以上の被扶養者がいる場合は最大€222.50の加算がつく。 【無拠出制国民年金】 ・定額給付。満額は80歳未満週€232.00,80歳以上週€242.00。収入に応じて週€2.50刻みで減額。 ・65歳以下の被扶養者がいる場合,収入に応じて最大週€153.30の加算がつく。66歳以上の被扶養者は個人単位で無拠出制年金を受給する。 【加算】80歳以上週€10,単身受給者週€14
給付の構造	【拠出制国民年金】 ・最低要件は、遅くとも56歳までに拠出歴があること、520週(10年)の保険料納付済期間があること、年平均10単位の保険料納付済期間があることであり、退職している必要はない。 ・総保険料方式(TCA)と年平均保険料方式により算定される年金額とを比較して高い方の年金額を支給。 総保険料方式:40年保険料納付で満額(週€248.30)支給。 年平均保険料方式:保険料納付期間の年平均によって6段階の金額。平均保険料納付期間が48週以上の場合満額支給。 ・所得代替率は、平均賃金の34%の水準に設定されている。 【無拠出制国民年金】 ・拠出制国民年金】 ・拠出制国民年金を受給する事が出来ない場合に受給できる。 ・受給にはミーンズテストがあり、週€262.5以下の資力の者が対象となる。

所得再分配	被用者の支払う保険料は報酬比例なのに対して、拠出制年金は定額給付となっている
	点で所得再分配が行われている。
公的年金の財政方式	拠出制国民年金は賦課方式。一部事前積立が行われている。
	無拠出制国民年金は全額税方式。
国庫負担	会計上の不足分及び無拠出制国民年金の全額を国庫負担。
年金制度における最低保障	・拠出制年金は,年平均拠出期間が10-14週の場合の週€9.20が最低額。
	・無拠出制年金の満額は週€237。
無年金者への措置	拠出制年金を受給していない66歳以上の者にミーンズテスト付きの無拠出制年金が支
	給される。
公的年金と私的年金	強制加入の報酬比例の年金がないため、私的年金への加入を促進している。私的年金
	の保険料や給付に関する税制上の優遇措置、私的年金への政府による規制がある。
国民への個人年金情報の提	年金局ホームページ上での年金計算サービス、啓発キャンペーン等を実施。年金や投
供	資学習を教育制度に正式に組み込むことを進めている。

(四方理人・関西学院大学総合政策学部准教授)

アイルランドの年金制度

四方理人(関西学院大学総合政策学部 准教授)

1. 制度の特色

アイルランドの公的年金制度は、拠出制年金(State Pension(Contributory))と無拠出制年金(State Pension(Non-Contributory))から成る国民年金で構成されている。これらは一階部分にあたるもので、強制加入の報酬比例に該当する公的年金をもたないことが大きな特色となっている。公的年金を上まわる部分については、企業年金や個人年金などの各種私的年金に加入することとなる。

拠出制年金は66歳から支給される。保険料は賃金や事業収入に対して一定の料率をかけて拠出する。 給付を得るための最低加入期間の要件がある。給付は定額で、保険料の納付期間に比例した年金額となる。拠出制年金を受給できない者や低年金者は66歳から無拠出制年金が支給される。無拠出制年金を受給するためにはミーンズテストが課される。

二階部分にあたる企業年金の設立は事業主の任意だが、2003年以降、それをもたない企業は労働者に対して、退職金のための個人口座(Personal Retirement Savings Account、PRSA)を提供しなければならない。

2. 沿革

アイルランドの公的年金制度は、1908年に創設された老齢年金(Old Age Pension、現在の無拠出制の国民年金に該当)が最初であり、資力調査付きのものであった。つづいて、1935年に寡婦年金と遺児年金がつくられた。また、それまで個別の制度であった年金、医療、失業保険は、包括した社会保障制度としてまとめられ、現在もその体系を維持している。

公的年金制度の中核である拠出制の老齢拠出年金 (Old Age Contributory Pension) は、1961年に導 入された。受給開始年齢は当初70歳以上に限定され ていたが、その後65歳まで引き下げられた。ただし、 再び支給開始年齢の段階的引き上げが予定されてい る。1970年には、退職年金(Retirement Pension) が創設され、退職から老齢年金支給開始まで(65歳 から70歳まで)の期間に限定した所得保障として位置づけられた。なお、1979年に保険料の徴収方法が定額負担から報酬比例に改められた。

1988年に自営業者が強制加入となり、1991年にパートタイム労働者も適用対象となることで、公的年金のカバレッジ(適用率)が拡大した。1995年以降、新規加入の公務員も拠出制の国民年金に加入することになり、職域年金部分も統合されることになった。

3. 制度体系の概要

【被保険者】

アイルランドの社会保険制度は、老齢年金を含め、 失業、遺族、障害、傷病、出産、労働災害等の給付 があり、それらに対する包括的な保険料(Pay Related Social Insurance、PRSI)を社会保険基金 (Social Insurance Fund、SIF)に支払う。PRSIの 納付義務が課される者が年金制度にも加入すること になる。被保険者は、職業や雇用形態により9カテ ゴリーにわかれており(Class A、B、C、D、H、J、K、 M、S)、保険料負担はそれぞれに異なっている。例 えば、週€38以上の賃金を得ている被用者はClass Aとなる。

一定以下の収入の者や、15歳未満、67歳以上は保 険料の支払いが免除される。PRSIの強制加入に該 当しない66歳未満の者は、年金給付のための要件を 満たすために任意加入することができる。

【保険料】

PRSIの保険料率はカテゴリーごとに異なっている。例えばClass Aに属する被用者では、①賃金が週€352以下の場合、被用者負担は無く、事業主のみが8.8%、②賃金が週€352超€386以下の場合、被用者負担が4%、事業主負担が8.8%、③賃金が週€386超の場合、被用者分は②と同様に4%であるが、事業主負担については11.05%となる。

一般の被用者とは異なる体系での保険料負担をしていた自営業者,公務員に対しても2013年より収入に対して4%の保険料率でPRSIの保険料を課すこととなった。また,2014年より,非勤労収入(家賃収入,利子収入等)にも4%の保険料を課すこととなった。

2016年に導入された保険料クレジット (PRSI credit) により、低所得者の保険料が軽減される。

保険料の被用者負担が生じる€352を超える週当たり賃金の場合に、最大€12が保険料から控除される。 【支給開始年齢】

65歳から66歳までの間支給されていた「つなぎ年金(State pension(Transition))」が2014年に廃止されたことで、公的年金の支給開始年齢は66歳となった。さらに、2021年に67歳、2028年に68歳まで引き上げられる予定となっている。年金受給者ひとりあたりを現役世代の何人で支えるかについて、66歳支給開始の場合、2035年に2.9人、2055年には2.0人となるところ、68歳まで引き上げることで、その数値はそれぞれ3.4人、2.3人に改善されると予測されている(DEASP 2017)。

なお,公的年金の繰り上げ,繰り下げ受給はできない。

【拠出制年金の給付の要件、年金額】

拠出制年金の受給要件は、まず、①遅くとも支給開始年齢の10年前(56歳)までに、保険料の納付実績がなければならない。次に、②520週(10年)以上の保険料の納付済期間が必要となる。このうち、任意加入での保険料納付期間は260週以下でなければならない。さらに、③各年の平均拠出期間が問われ、各年平均で10週の保険料拠出期間があることが条件となる。

これまで、年平均保険料拠出期間に比例して年金額が設定されていたが、2020年8月より、総保険料方式(Total Contributions Approach, TCA)が導入される。2012年9月1日以降の年金受給開始年齢到達者から適用される。従来の年平均保険料方法と総保険料方式による算定額とを比較して高い年金額が支給される。

従来の年平均保険料方式による算定では、保険料納付期間の年平均が48週以上で満額(週€248.30)、40~47週で週€243.40、30~39週で週€223.20、20~29週で週€211.40、15~19週で週€161.80、10~14週で週€99.20となる。66歳未満の被扶養配偶者(週所得€310未満)がいる場合は最大€165.40、66歳以上の場合は最大€222.50の加算がつく。加算額は本人の保険料の年平均納付期間が短くなるほど減額されて

総保険料方式 (TCA) では、40年間の保険料納付で満額、保険料の納付が40年を下回る場合には納

付期間に比例した年金額となる。

【育児介護期間等の年金額算定への配慮】

総保険料方式導入に伴い、育児等の期間の算定にはホームケア期間制(Home Caring Periods Scheme)が導入され、育児介護に従事していた期間が保険料納付期間として算入される。12歳未満の子の育児や成人の介助、看護、介護を行うために一時的に有償労働に従事していない(就労収入がある場合は週€38未満)期間について、最大で20年間分が対象となる。

ホームケア期間制は1994年に導入されたホームメーカー制(Homemaker's Scheme)にかわる制度となるが、従来の年平均保険料方式での年金額の算定にあたっては引き続き有効となる。ホームメーカー制は、年平均保険料方式のもとで、育児介護の期間を算定から除外することで、保険料の平均納付期間が短くならないようにする仕組みである。

【無拠出制年金の給付の要件、年金額】

66歳以上で拠出制年金を受給していない者や低年金の者は、ミーンズテスト付きの無拠出制年金を受給できる。週当たり \in 262.5以下の資力の者が対象となる。満額は週 \in 237となり、収入に応じて減額される。66歳未満の被扶養者がいる場合、最大で週 \in 156.60の加算がつく。66歳以上の被扶養者については加算の対象にはならず、個人単位で無拠出制年金を受給できる。ミーンズテストでは、基本控除額が週 \in 30となり、勤労収入がある場合は週 \in 200まで控除される。また、 \in 20,000までの資産は控除されるが、 \in 20,000を超える資産はミーンズテストに組み込まれる。例えば、 \in 21,000の貯金がある場合、週当たり \in 1 の資力として換算される。

【高齢者への加算、諸手当】

年金受給者に対して各種の補足給付が支給される。 66歳以上の単身者には週€14の単身手当がつき,80 歳以上の場合,週€10の加算がつく。また,光熱費 や電話代などに対する各種の手当があり,年金受給 者は資産調査無しで受給できる。

【企業年金・個人年金】

強制加入の報酬比例の年金がないため、政府は私的年金への加入を促進しているが、民間企業の被用者で35%の加入率にとどまっている(Government of Ireland 2019)。

政府は、企業年金のない被用者が政府の指定する 退職年金制度に加入する「自動加入制度 (Automatic Enrolment Retirement Savings System)」の運用を 2022年から開始することを決定している。

私的年金の加入率に関して、アイルランドではとりわけ、ジェンダーによる差や雇用形態による差が大きいことが指摘されている。男女間のカバレッジの差(男性46.0%、女性35.7%)は10.3%ポイントにのぼり、また、フルタイム労働者(47.2%)とパートタイム労働者(21.8%)との差は25.4%ポイントにも及ぶ(OECD 2013)。

私的年金の保険料や給付に関しては、税制上の優遇措置、私的年金への政府による規制がある。企業年金の設立は任意だが、企業年金がない場合、事業主は退職金のための個人口座(Personal Retirement Savings Account、PRSA)を提供しなければならない(2003年から)。

近年の企業年金の特徴として、かつては確定給付型が主流だったが、現在では新規加入者に関しては確定拠出型が増加しており、運用の責任が企業から労働者へ移行する傾向にある(DSAF 2007)。加入者全体の90年代以降の傾向をみると、確定給付年金は漸増傾向にあったが、2006年をピークに減少に転じ、一方で増加傾向にある確定拠出年金の加入者が2007年には確定給付年金の数を上回るに至っている(OECD 2013)。総資産額は確定給付が621億4600万ユーロ(2015年)から、614億6500万ユーロに減少している(OECD 2017)。

4. 給付算定方式、スライド方式

アイルランドでは、公的年金の給付水準を大幅に引き上げることで、2004年から2008年の間で65歳以上のEU基準(EU-SILC)の貧困率を27%から11%に低下させた。2016年は9%まで低下している。年金額の設定にあたって貧困線を指標としているのではないが、今後も同水準の公的年金を維持することで貧困を防止するとしている(DSFA 2010)。また、年金以外の高齢者への各種補足給付のうち、とりわけ資産調査の無い単身者給付があることで、高齢単身者の貧困率を低下させているとの指摘もある(Meaney、2014)。

一方で, 年金額に法定のスライド改定がなく, 毎

年の財政・経済状況を考慮して改定されている。 2004年から2009年にかけて、拠出制年金は38%増、 無拠出制年金は42%増と、物価や賃金の伸びを上回 る上昇率であったが (DSFA 2010), 2009年以降引 き上げが停止されている。

年金の水準に関しては、「国民年金政策構想(National Pensions Policy Initiative, NPPI)」の1998年の報告書において、平均賃金の34%を適切な水準と提言したが、2006年の段階ですでに約35%に達し(DSFA 2007)、今後もこの水準(35%)を維持することが目指された(DSFA 2007)。最新の2018年から2023年までの5年間の目標値は、34%の水準に設定された(Government of Ireland 2018)。

5. 負担・財源

国民年金の財源は、事業主、被用者・自営業者の保険料(PRSI)と国庫補助で構成される社会保険基金(SIF)から支出される。支出に対する不足分が国庫補助で補填される仕組みとなっている。

2018年の年金の総額は€77.5億で,雇用社会保護省の歳出の39.2%を占める(DEASP 2019)。2018年の公的年金の総費用は対GDP比の3.6%と,OECD 平均8.0%を下回る規模にある(OECD 2019)。

近年,社会保険基金に関しては,2008年から2015年までは赤字となっており,2010年には€27.5億が国庫から補填された(DEASP 2017)。2016年は9年ぶりに黒字に転じ,2018年は€11.2億の黒字となった。ただし,長期的には再び赤字傾向となり,2030年には€33億(GDP比0.9%),2071年には€222億(GDP比2.9%)が不足すると予測されている(DEASP 2017)。

6. 財政方式. 積立金の管理運用

公的年金は賦課方式で運営されているが、将来の人口高齢化を見越し、社会保険基金とは独立した形で部分的な積立制度を導入し、積立金の積極的な運用が進められた。2001年に国民年金積立基金(National Pensions Reserve Fund, NPRF)が設立され、毎年GNPの1%規模での積み増しと運用が行われた。積立金は賦課方式の年金の補助財源として2025年まで支払いはせず、2025年から2055年にかけて引き出すことが決められた。

しかし、2008年の金融危機により大手銀行への資本増強の必要性が生じ、そのための資金€70億を基金から引き出すことを決めた。基金の目的外使用は、法律改正(2009年)の手順を踏んで実施された(NPRF 2012、野村2009)。

NPRFの積立金は、金融危機により2008年はマイナス30.4%の損失が生じた。その結果、収益率は2001年から2007年までは年平均6.1%であったが、2008年まででは0.5%にまで落ち込んだ(NPRF、2009)。その後、収益率は回復し、最終年である2014年は11.4%となり、2001年から2014年までの年平均収益率は4.0%であった(NPRF、2015)。

NPRFは2014年12月で終了し、NPRFの基金(\in 136億)は、財務省による直接運用と、新設されたアイルランド戦略的投資基金(Ireland Strategic Investment fund、ISIF)による自主運用分に引き継がれた。ISIF分の基金は、アイルランド国内企業や国内事業に投資され、雇用創出や企業育成等の経済効果をもたらすことが目指されている。2014年時点で総額 \in 72億だった基金は、2019年時点で \in 81億となっている(ISIF 2020)。

7. 制度の企画, 運営体制

公的年金の管轄は雇用社会保護省(Department of Employment Affairs and Social Protection, DE-ASP)である。社会保護省(Department of Social Protection)が2012年以降は社会福祉・家族省(Department of Social and Family Affairs)に、2017年9月よりDEASPに組織変更している。企業年金は年金局(Pensions Authority)が監督機関となり、同局は雇用社会保護省への助言や年金加入者への情報提供も行う。2014年3月より、Pension Boardから組織替えされた。

8. 最近の議論や検討の動向. 課題

アイルランドは、他の先進諸国と同様に人口構造 の高齢化とともに、とりわけ2008年の金融危機で深 刻な経済的打撃を受けたこともあり、公的年金の持 続可能性を高めるための制度改革が検討されている。

2007年に緑書 (The Green Paper on Pensions) が刊行され、その後、具体的な改革のターゲットと 行程表が、「国民年金構想」(National Pensions Fra-

mework) として2010年に発表された。2018年3月に「2018年から2023年までの年金改革の指針」 (Roadmap for Pensions Reform 2018-2023) が発表され、2019年7月に最終更新されている。

近時の年金改革については、まず、支給開始年齢は2014年につなぎ年金を廃止することで、65歳から66歳支給開始となり、さらに、2021年に67歳、2028年に68歳への引き上げが決まっている。

また、負担と給付の関係について、より公平性を 高めるために、年金額の算定方式が変更された。ア イルランドの拠出制の年金額は、保険料の拠出期間 の総計ではなく、年平均の拠出期間によって決定さ れるという独特の仕組みになっていた。そのため、 総拠出期間が短くとも、年平均の拠出期間が長くな る場合には、総拠出期間が長い人よりも高い年金額 が支給される。年平均保険料方式では、高い年金額 を受給するには、長期間保険料を拠出することより も、各年に空白期間がないことがより重要となる。 この点を改善するために、2020年8月から総保険料 方式(Total Contributions Approach、TCA)が導 入される。今後は、総保険料方式と従来の年平均保 険料方式とで算定した年金額とを比較して高い方の 年金額で裁定される。

総保険料方式への移行による影響は男性よりも女性で大きく、この点を改善するために、2018年3月30日より、ホームケア期間制(Home Caring Periods Scheme)が総保険料方式実施に先立って実施された。

新制度が適用される約9万人に対して,2018年9月以降,順次年金額の算定が行われている。2019年5月時点で約半数(42,775件)の算定が終わっており,そのうちの半数(21,481人)が旧方式(年平均保険料方式)よりも新方式(総保険料方式)での年金額が高く,半数(21,294人)が旧方式での算定額と同額の年金を受給する結果となった」。

また、「2018年から2023年までの年金改革の指針」では、企業年金のない被用者が政府の指定する退職年金制度に加入する「自動加入制度(Automatic Enrolment Retirement Savings System)」の運用を2022年から開始することを決定している。

〈注〉

¹ 雇用社会保護大臣Regina Dohertyによる国会答弁 [21520/19]。

主な参考文献

DEASP (Department of Employment Affairs and Social Protection), 2020, PRSI contribution rates and user guide from 1 January 2020.

DEASP,2020, Social Welfare Rates of Payment.

DEASP,2019, Department of Employment Affairs and Social Protection Annual Report 2018.

DEASP,2017, Actuarial Review of the Social Insurance Fund 2015.

DSFA (Department of Social and Family Affairs) ,2010, National Pensions Framework.

DSFA,2007, Green Paper on Pensions.

Government of Ireland, 2019, Pensions Roadmap 2018–2023

ISIF (Ireland Strategic Investment Fund), 2020, Ireland Strategic Investment Fund FY 2019 Update Including Economic Impact Report H 1 2019.

Meaney, Kevin.,2014, "Expenditure Review of State Pension and Related Supplementary Benefit Schemes: Irish Government Economic and Evaluation Service", Irish Government Economic and Evaluation Service Staff Paper. (https://igees.gov.ie/wp-content/uploads/2014/11/Expenditure-Review-of-State-Pension-and-Related-Supplementary-Benefit-Schemes.pdf)

NPPI (National Pensions Policy Initiative), 1998, Securing Retirement Income.

NPRF (National Pensions Reserve Fund), 2015, Annual Report and Financial Statements 2014.

NPRF,2012, Annual Report and Financial Statements 2011.

NPRF,2009, Annual Report and Financial Statements 2008.

OECD,2019, OECD Pensions at a Glance 2019.

OECD,2017, OECD Pensions at a Glance 2017.

OECD,2013, Review of the Irish Pension Systems.

野村亜紀子2009「アイルランドの公的年金積立金による金融機関救済策への資金提供」『資本市場クォータリー』 2009Winter。

ウエブサイト

Citizens Information Board (市民情報局), http://www.citizensinformation.ie/en/

Department of Employment Affairs and Social Protection (雇用社会保護省),

https://www.welfare.ie/en/Pages/home.aspx

Pensions Authority (年金局), https://www.pensionsauthority. ie/en/

Ireland Strategic Investment fund (アイルランド戦略的投資基金), http://isif.ie/